

# 令和8年度儲かるモデル産地育成システム確立実証事業実施要領

## 第1 目的

県農業産出額 1,400 億円を堅持するため、普及指導計画（産地づくりビジョン）の目標達成を目的とした「トップ層の先進技術をミドル層で実証して技術普及」、「出口を見据えた戦略的な産地化の推進」及び「災害復興への先進技術の応用」を強力に推進し、愛媛の農業者の技術を高位平準化して、儲かるモデル産地育成システムを確立する。

## 第2 事業実施主体

事業の実施主体は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 次の①、②のいずれかに該当し、普及組織の指導等のもと、普及指導計画（産地づくりビジョン）で強力に産地化を推進するために必要な、先進的な技術の実証及び流通販売促進活動又はそのいずれかに取り組む者
  - ① 愛媛県内に在住し、愛媛県内において農業を営む農業者等
  - ② ①に該当する農業者を主要な構成メンバーとするグループ
- (2) 次の①から③の全てに該当する者
  - ① 本事業で得た技術及びその実証のために使用する自らの技術及び流通販売促進活動で得た情報や知識に関し、県内農業者等に公開できる者
  - ② 本事業に申請する取組みについて、当該事業実施年度に他の県補助金を活用する予定がない者
  - ③ 応募時点で、県税の滞納がない者（グループの場合、メンバーを含む。）

## 第3 事業の内容及び補助対象

補助対象とする事業は、普及組織の普及指導計画（産地づくりビジョン）で強力に産地化を推進するために必要な、次の（1）又は（2）のとおりとし、補助対象等は別表1のとおりとする。

- (1) 普及組織による戦略的産地化実証事業
  - ア 先進的技術（施設、栽培システム、機械等）の導入
  - イ 災害復興園地の創造的復興に必要な農地整備や施設等の導入
  - ウ 戦略的な流通・販売のシステムを確立するために必要な施設等の導入
- (2) 普及組織による戦略的流通販売促進支援事業
  - ア 県農業普及組織の伴走支援の下実施する流通販売促進活動等

## 第4 補助金の交付

県は公募により事業実施主体を募集し、応募のあった事業の中から、より実施効果が高いと認められる事業を選考の上、予算の範囲において補助金を交付する。

## 第5 募集方法

応募しようとする事業者は、別に定める令和8年度儲かるモデル産地育成システム確立実証事業公募要領により、指定された期日までに知事に事業実施計画書を提出しなければならない。

## 第6 選考方法

補助金交付対象事業は、県が設置する審査会において、別表2で定める基準に基づく審査を経て、知事が決定する。

審査会については、別に定める。

## 第7 事業の執行

本事業の実施に当たっては、「農畜産業関係補助事業事務等の取扱いについて」（令和3年8月12日付け3農政第253号）に基づき適正に執行しなければならない。

## 第8 事業の確認

県は、この事業の実績について、書類等によって確認するものとする。

## 第9 県普及組織との事前協議

応募しようとする事業者は、事業の申請にあたり、事業の実施市町を管轄する普及組織（別表3）の指導を受け申請する。

## 第10 その他

事業者は、本事業の助成を受けて導入する機械及び施設等について、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう農業保険等への加入に努めること。

## 附則

この要領は、令和8年3月31日から施行する。

別表 1

事業内容及び対象経費	事業主体 (事業実施主体)	採択要件	補助率
<p>(1) 普及組織による戦略的産地化実証事業</p> <p>ア 先進的技術を実証する施設、栽培システム、機械等</p> <p>イ 災害復興園地の創造的復興に必要な小規模農地整備、施設等</p> <p>ウ 戦略的な流通・販売のシステムを確立するために必要な施設等</p> <p><b>【対象経費】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農業用機械</li> <li>○農業用施設</li> <li>○農業用栽培システム</li> <li>○小規模農地整備</li> <li>○加工用機械</li> <li>・中古品又は既存施設の改良等も可能とするが、原則として取得価額が 50 万円を超えるものとする。</li> <li>・倉庫、運搬用トラック、パソコン、フォークリフト、ショベルローダー等農業経営の用途以外に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。</li> <li>・機械・施設の整備に当たっては、複数の事業者から見積書を徴した上で選定すること。ただし、価格による選定が馴染まない特別な理由がある場合は、この限りでない。</li> <li>・機械を単品導入する場合は、対象農産物の専用機器であり、メーカーの性能試験に準ずるような技術実証でないこと。</li> <li>・加工用機械については、一次加工（皮むき、洗浄、カット、乾燥等）用であること。ただし、普及指導計画において加工品開発を目標とする場合は、その限りでない。</li> </ul>	<p>生産団体、 農業法人、 JA、 認定農業者等</p>	<p>普及組織の普及指導計画に定めた産地化を推進するための技術実証等であること。</p>	<p>3分の1以内</p>
<p>(2) 普及組織による戦略的流通販売促進支援事業</p> <p>ア 県農業普及組織の伴走支援による流通販売促進活動等</p> <p><b>【対象経費】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○報償費（講師・指導謝礼等）</li> <li>○旅費（展示会、営業活動等）</li> <li>○需用費（試験販売用パッケージ等資材費、等）</li> <li>○役務費（宅配便等搬送料等）</li> <li>○委託料（パッケージデザイン、PRパンフレット等の作成委託料）</li> </ul>		<p>普及組織の普及指導計画に定めた産地化を推進するための流通販売促進活動等であること。</p>	<p>2分の1以内</p>

<p>○使用料及び賃借料（加工機器等のリース料、展示会等の出展料、会議室使用料</p>			
<p>等)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産に関する費用でないこと</li> <li>・先進地視察は、生産を目的とした視察でないこと。</li> <li>・包装やパンフレット等の制作は、試験販売用のみとし、一般販売用でないこと。</li> <li>・旅費は、普及組織職員の同行する場合の費用のみとする。</li> </ul> </p>			

別表2

事業内容	審査項目	審査の内容
(1)普及組織による戦略的産地化実証事業	普及指導計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域農業における普及指導計画の重要度</li> <li>・普及指導計画目標への貢献度</li> <li>・普及指導結果の他地域への波及効果</li> </ul>
	技術実証の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術、取組みの革新性・チャレンジ性</li> <li>・産地への波及効果の期待度</li> <li>・導入技術・取組みの農家所得への貢献度</li> </ul>
	産地化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規品目の取組み</li> <li>・既存品目のブラッシュアップの必要性</li> <li>・5年後の当該品目の販売額の増加</li> </ul>
	事業の遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体の技術水準</li> <li>・事業実施主体の経営能力</li> <li>・経営計画の妥当性</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及組織による戦略的流通販売促進支援事業等の流通販売戦略の有無と妥当性</li> <li>・市町からの支援</li> <li>・大学、試験研究機関等との連携</li> </ul>
(2)普及組織による戦略的流通販売促進支援事業	普及指導計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域農業における普及指導計画の重要度</li> <li>・普及指導計画目標への貢献度</li> <li>・普及指導結果の他地域への波及効果</li> </ul>
	流通販売促進の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな販路開拓、新商品開発</li> <li>・産地への波及効果の期待度</li> <li>・導入技術の農家所得への貢献度</li> </ul>
	産地化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規品目の取組</li> <li>・既存品目のブラッシュアップの必要性</li> <li>・5年後の当該品目の販売額の増加</li> </ul>
	事業の遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体の生産技術水準</li> <li>・事業実施主体の経営能力</li> <li>・経営計画の妥当性</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及組織による戦略的産地化実証事業等の生産技術開発等との連携と妥当性</li> <li>・市町からの支援</li> <li>・大学、試験研究機関等との連携</li> </ul>

別表 3

県内普及組織	住 所	連絡先	管轄する市町
<b>東予地方局</b>			
産地戦略推進室	〒791-0508 西条市丹原町池田 1611	TEL0898-68-7322	四国中央市・新居浜市・西条市
地域農業育成室			新居浜市、西条市
四国中央農業指導班	〒799-0422 四国中央市中之庄町 1684-4	TEL0896-23-2394	四国中央市
<b>東予地方局 今治支局</b>			
産地戦略推進室	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	TEL0898-23-2570	今治市
地域農業育成室			今治市(陸地部)
しまなみ農業指導班	〒794-2305 今治市伯方町木浦甲 4637-3	TEL0897-72-2325	今治市(島しょ部)、上島町
<b>中予地方局</b>			
産地戦略推進室	〒790-8502 松山市北持田町 132	TEL089-909-8762	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
地域農業育成室			松山市、東温市
久万高原農業指導班	〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万 571 番地 1	TEL0892-21-0314	久万高原町
伊予農業指導班	〒799-3122 伊予市市場 127-1	TEL089-982-0477	伊予市、松前町、砥部町
<b>南予地方局</b>			
産地戦略推進室	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	TEL0895-28-6117	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
地域農業育成室			宇和島市
鬼北農業指導班	〒798-1331 北宇和郡鬼北町大字興野々 1880	TEL0895-45-0037	松野町、鬼北町
愛南農業指導班	〒798-4194 南宇和郡愛南町城辺甲 2420	TEL0895-72-0149	愛南町
<b>南予地方局 八幡浜支局</b>			
産地戦略推進室	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	TEL0894-23-0163	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
地域農業育成室			八幡浜市、伊方町
大洲農業指導班	〒795-8504 大洲市田口甲 425-1	TEL0893-24-4125	大洲市、内子町
西予農業指導班	〒797-8501 西予市宇和町卯之町 3-434-1	TEL0894-62-0407	西予市